

平成 29 年 2 月 15 日

事 業 主 様
事務ご担当者 様

東日本紙器厚生年金基金

当基金解散に伴う事務手続きの変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既報のとおり、当基金は平成 28 年 11 月に特例解散の認可申請を行い、平成 29 年 3 月下旬に解散の認可がおりる予定です。認可がおり次第ご報告させていただきますが、事業所の皆様におかれましては、当基金の解散に伴い、基金への事務手続きに変更が生じます。以下の通りご案内申し上げますので、ご留意賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 基金解散に伴う適用関係に係る届出の変更について
 - ア.基金解散に伴い不要となる基金への届出
 - イ.基金解散後も必要な基金への届出
 - ウ.基金解散後の月額変更届、算定基礎届、賞与支払届等の届出について
2. 解散認可後の基金掛金及び厚生年金保険料の変更について
3. 福祉事業について
4. 基金の加入員証について

1. 基金解散に伴う適用関係に係る届出の変更について

基金への適用関係に係る届出が以下のとおり変更となります。

【平成 29 年 3 月 30 日に解散認可がおりた場合】

	平成 29 年 3 月分まで	平成 29 年 4 月分以降
① 資格取得届	平成 29 年 3 月 1 日以降 取得日は不要	不要 ※但し平成 29 年 2 月分 までに発生した遡り分の届 出がある場合は、届出が 必要です
② 資格喪失届	平成 29 年 3 月 31 日以降 の喪失日は不要	
③ 月額変更届	現行どおり届出が必要 ※事由発生年月日が平成 29 年 3 月 1 日から 3 月 3 0 日の届出については、掛金 の発生はありませんが、届出 は必要です。	必要 ※清算業務完了まで
④ 算定基礎届		
⑤ 賞与支払届		
⑥ 産前産後・育児休業届		
⑦ 加入員証再交付		
⑧ 加入員氏名変更届		
⑨ 加入員住所変更届		
⑩ 加入員の基本項目に係る 変更届		
⑪ 事業主・事業所関係変更届		

(ア) 当基金解散に伴い不要となる基金への届出

解散認可月の翌月以降に事由が発生した、上記①～⑦の届出については基金への届出が不要となります。なお、基金解散に伴う資格喪失届の届出は不要です。

(イ) 当基金解散後も必要な基金への届出

基金解散認可後も 2 年から 2 年半程清算事務局として清算業務を行います。清算業務が完了するまでの間、上記⑧～⑪の届出については基金への届出が必要となりますので、従来の届出用紙にてご提出ください。

なお、解散認可後、解散認可月（平成 29 年 3 月予定）の末日の前日（平成 29 年 3 月 30 日）までに事由が発生した遡り分の届出がある場合は、清算業務完了まで基金への届出が必要となります。

解散認可月までに事由が発生した届出については、国と異動記録が相違ないように記録整備を行う必要がありますので、現行どおり当基金にご提出ください。なお、未提出の届出があった場合は、早急に当基金にご提出ください。これに伴う掛金の遡及調整が生じた場合は、追加のご請求（または還付）をさせていただきます。

(ウ) 当基金解散後の月額変更届、算定基礎届、賞与支払届等の届出について

基金解散後は基金から届出用紙の送付を行いませんので、年金事務所又は健康保険組合から届出用紙をお取り寄せください。なお、基金の複写用紙の在庫をお持ちの場合は、基金分を破棄してご使用ください。

2. 解散認可後の基金掛金及び厚生年金保険料の変更について

解散認可に伴い、基金掛金及び厚生年金保険料が以下のとおり変更となります。

事業所を管轄する年金事務所から「厚生年金基金脱退通知書」が届きますので、国の保険料率等の取り扱いが基金未加入の状態となっていることをご確認ください。

【平成 29 年 3 月に解散認可がおりた場合の料率（%）】

		解散前	解散後
		平成 29 年 2 月分	平成 29 年 3 月分
掛金及び保険料	月分	平成 29 年 2 月分	平成 29 年 3 月分
	納期限	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 1 日
基金掛金率	計	10.24	無し
	事業主	8.24	無し
	本人	2.0	無し
厚生年金保険料	計	14.182	18.182
	事業主	7.091	9.091
	本人	7.091	9.091
合計	計	24.422	18.182
	事業主	15.331	9.091
	本人	9.091	9.091

※平成 29 年 3 月分以降は当基金の掛金率のうち代行相当部分の掛金(免除保険料)率 4.0% (事業主及び本人共に 2.0%) が代行部分の返還に伴い厚生年金保険料に加算され、上乘せ給付及び事務費に係る掛金率 (事業主負担分) 6.24%は以後発生しません。なお、加入員負担分は、基金解散前後において変更はありません。

3. 福祉事業について

結婚祝金の請求につきましては、平成 29 年 3 月 30 日までが支給対象となります。ご請求漏れのないよう速やかに基金宛にご請求ください。

種類	支給対象
結婚祝金	結婚年月日が平成 29 年 3 月 30 日まで

※解散認可後も、平成 29 年 3 月 30 日までに遡って事由が発生した場合は、請求を受付けておりますのでご請求ください。

4. 基金の加入員証について

基金の加入員証は従来、基金年金の裁定請求時に添付する必要がありましたが、当基金解散に伴い、今後は不要となります。なお、加入員証の返却は不要です。

【お問合せ先】

東日本紙器厚生年金基金
〒130-0026
東京都墨田区東駒形 1-16-1
Tel 03-3625-1350
Fax 03-3625-5627